

## 議案4 会則改定について

2024年7月の総会にて1～44期までの代議員を承認したが、3年後の2027年の総会までに卒業する45～47期の代議員の扱いについては、会則上規定がない。

次回の総会が開催されるまでの間の卒業生は、総会の承認を得ないまま代議員として選出され、代議員会に出席することとなる。

また、海外赴任等で代議員を継続できなくなった場合など、年度の途中から新たな代議員となった者についても、明確な規定がない。

そのため、現行の会則を以下のとおり改正したい。

### ①第5章 会 議 第17条(総会)

#### <改正前>

#### 第17条 (総会)

総会は、本会の会員をもって構成し、3年毎に代議員の選任について決議する。

#### <改正後>

#### 第17条 (総会)

総会は、本会の会員をもって構成し、3年毎に代議員の選任について決議する。**ただし、新たに卒業した期の代議員及び追加・変更による代議員については、代議員会をもって承認するものとし、次回総会で決議する。**